

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】平成19年8月9日(2007.8.9)

【公表番号】特表2007-516734(P2007-516734A)  
 【公表日】平成19年6月28日(2007.6.28)  
 【年通号数】公開・登録公報2007-024  
 【出願番号】特願2006-533535(P2006-533535)  
 【国際特許分類】

**A 4 7 G 23/02 (2006.01)**

【F I】

A 4 7 G 23/02 A

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月11日(2007.6.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

カップと、

折り畳み可能な空気断熱スリーブであり、前記カップを受けるように構成され、第1の空気ポケットと第2の空気ポケットによって前記カップを断熱するように構成された空気断熱スリーブであって、前記第1の空気ポケットが、前記カップと前記折り畳み可能な空気断熱スリーブによって実質的に完全に囲まれ、前記第2の空気ポケットが少なくとも前記折り畳み可能な空気断熱スリーブによって実質的に完全に囲まれたものと、

を備えた折り畳み可能な空気断熱システムにおいて、

前記折り畳み可能な空気断熱スリーブは、

実質的に管状であり、対向する面に一对の縦折り目を有する外殻と、

縁と、

内底折り目を有しており、前記内底折り目の両端のポイントで前記外殻に接続される内底と、

前記外殻に接続される外底と、

を備え、

前記折り畳み可能な空気断熱スリーブが折り畳まれた状態のとき、並びに、前記折り畳み可能な空気断熱スリーブが折り畳まれていない状態のときに、前記一对の縦折り目と内底折り目が、一つの平面上に位置していることを特徴とする折り畳み可能な空気断熱システム。

【請求項2】

前記実質的に管状の外殻は、少なくとも2本の縦折り目に沿って折り畳み可能であり、前記内底および前記外底は、折り畳まれた状態では前記内底および前記外底が前記縁に平行になり、かつ、開いた状態では前記縁に垂直になるように、折り畳み可能であり、前記実質的に管状の外殻は、実質的に平らな状態に折り畳み可能であることを特徴とする請求項1に記載の折り畳み可能な空気断熱システム。

【請求項3】

前記折り畳み可能な空気断熱スリーブの前記縁は、前記カップの上縁に結合され、前記折り畳み可能な断熱スリーブの前記内底は、前記カップの下端を支えることを特徴とする請求項2に記載の折り畳み可能な空気断熱システム。

【請求項4】

前記折り畳み可能な空気断熱スリーブの内底は、開口部を有し、前記カップが広がってさらに先へは通らなくなるまで、または前記カップが前記折り畳み可能な空気断熱スリーブの前記外底に当たるまで、前記カップが前記開口部へ入ることを特徴とする請求項 2 に記載の折り畳み可能な空気断熱システム。

【請求項 5】

前記カップの前記下端は、前記上縁より狭くなっており、前記折り畳み可能な空気断熱スリーブに前記カップが取り付けられた時に、前記第 1 の空気ポケットの領域が、前記上縁においてより、前記カップの前記下端付近において大きいことを特徴とする請求項 2 に記載の折り畳み可能な空気断熱システム。

【請求項 6】

前記第 1 の空気ポケットは、前記折り畳み可能な空気断熱スリーブの前記実質的に管状の外殻と前記カップとの間に存在することを特徴とする請求項 2 に記載の折り畳み可能な空気断熱システム。

【請求項 7】

第 2 の空気ポケットが、前記折り畳み可能な空気断熱スリーブの前記内底と前記外底との間に存在することを特徴とする請求項 2 に記載の折り畳み可能な空気断熱システム。

【請求項 8】

前記折り畳み可能な空気断熱スリーブは、実質的に以下の材料、

- i) プラスチック、
- ii) 紙、

のうちの少なくとも 1 つから作られることを特徴とする請求項 2 に記載の折り畳み可能な空気断熱システム。

【請求項 9】

開口部がなく空気室を有する中空の蓋をさらに備えることを特徴とする請求項 2 に記載の折り畳み可能な空気断熱システム。

【請求項 10】

ストロー開口部があり空気室を有する中空の蓋をさらに備えることを特徴とする請求項 2 に記載の折り畳み可能な空気断熱システム。

【請求項 11】

丸みのある飲み口と、中空の温飲料蓋開口部と、キャップとをさらに備えることを特徴とする請求項 9 に記載の折り畳み可能な空気断熱システム。

【請求項 12】

実質的に平らな蓋を備え、前記蓋の内部には、空気室が形成され、前記蓋には、開口部がないことを特徴とする断熱カップ蓋。

【請求項 13】

実質的に平らな蓋を備え、前記蓋の内部には、空気室が形成され、前記蓋には、ストロー開口部があることを特徴とする断熱冷飲料カップ蓋。

【請求項 14】

半球状の中空の蓋を備え、前記蓋の内部には、空気室が形成され、前記蓋には、ストロー開口部があることを特徴とする半球状の断熱冷飲料カップ蓋。

【請求項 15】

実質的に平らな蓋を備え、空気室が形成され、丸みのある飲み口と、温飲料蓋開口部と、キャップとがあることを特徴とする断熱温飲料カップ蓋。

【請求項 16】

カップと、

折り畳み可能な空気断熱スリーブであり、前記カップを受けるように構成され、少なくとも第 1 の空気ポケットによって前記カップを断熱するように構成された空気断熱スリーブと、

を備えた折り畳み可能な空気断熱システムにおいて、

前記折り畳み可能な空気断熱スリーブは、

実質的に管状であり、対向する面に一对の縦折り目を有する外殻と、  
縁と、  
内底折り目を有しており、前記外殻に接続される内底と、  
を備え、

前記折り畳み可能な空気断熱スリーブが折り畳まれた状態のとき、並びに、前記折り畳み可能な空気断熱スリーブが折り畳まれていない状態のときに、前記一对の縦折り目と内底折り目が、いずれも一つの平面上に位置していることを特徴とする折り畳み可能な空気断熱システム。

【請求項 17】

外底を備え、

前記内底と前記外底は、少なくとも一つの底接続片で接続されることを特徴とする請求項 16 に記載の折り畳み可能な空気断熱システム。

【請求項 18】

前記折り畳み可能な空気断熱スリーブの前記縁は、前記カップの上縁に結合され、前記折り畳み可能な断熱スリーブの前記内底は、前記カップの下端を支えることを特徴とする請求項 16 に記載の折り畳み可能な空気断熱システム。

【請求項 19】

前記折り畳み可能な空気断熱スリーブの内底は、開口部を有し、前記カップが広がってさらに先へは通らなくなるまで、または前記カップが前記折り畳み可能な空気断熱スリーブの前記外底に当たるまで、前記カップが前記開口部へ入ることを特徴とする請求項 16 に記載の折り畳み可能な空気断熱システム。

【請求項 20】

前記カップの前記下端は、前記上縁より狭くなっており、前記折り畳み可能な空気断熱スリーブに前記カップが取り付けられた時に、前記第 1 の空気ポケットの領域が、前記上縁においてより、前記カップの前記下端付近において大きいことを特徴とする請求項 16 に記載の折り畳み可能な空気断熱システム。